

令和6年9月18日(水)

八王子市立船田小学校保護者様

八王子市立船田小学校  
校長 野場 正道

## 地震発生時における学校の臨時休業の判断基準について

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、従前より八王子市公立小学校長会では、地震発生時における学校の対応等について、下記の通り判断基準を定めており、本校でも、この基準に従って対応して参ります。最近でも日本各地で大きな地震が発生しています。家にいるときや外出時の発災時対応や避難の仕方についても、日常にお子様と話し合っておいてください。

八王子市は大きな自治体であり、各学校の立地している自然環境等も様々であるため、風水害、降雪等の場合、臨時休校や時差登校については、校長の判断となります。公共交通機関の運行停止や児童の登校が困難な際には、その可能性が高くなりますので予めご了承ください。

尚、前日の夜間や当日の朝など、急な天候の変化に伴った災害発生時及び災害警報時には、**ご家庭で判断し、遅刻や欠席をすることができます。その際は、出席停止扱いとさせていただきます。** Home&school等でその旨を学校までご連絡ください。

※以前、市内小中学校でのアクセス集中によりネットワークが繋がりにくくなる状況がありました。ご迷惑をおかけして申し訳ありません。八王子市教育委員会で改善を図っています。

### 記

#### 1 地震発生時における学校の対応基準について

休日・夜間など、学校活動が行われていない時に、市内で震度6弱以上の地震を観測した場合、地震が発生した当日及び翌日は教育活動を行わないこととします。

地震発生時の臨時休業等判断基準			
	在校中	休日、夜間など	避難所(市)
震度5弱	引渡し ※JR、京王線の一線でも運行停止の場合または各学校長判断による	校長判断による ※避難所開設状況や近隣校の状況を鑑みて判断	災害状況により開設する学校がある
震度5強	全校引渡し	地震が発生した当日及び翌日は教育活動を行わない	
震度6弱以上			全校開設

※ 夜間・休日などの対応については、教育委員会においても防災無線や学校ホームページの災害時情報掲示板等を通じて臨機応変な情報発信に努めます。

#### 2 その他

基準としては1に示した通りですが、震度4以下の地震においても、公共交通機関の状況や余震の状況に応じて、引渡しや集団下校等の措置をとる場合があります。